

日本音響学会

第4回音声合成研究奨励賞吉田賞の募集について

一般社団法人 日本音響学会
音声合成研究奨励賞吉田賞選定委員会
委員長 大川 茂樹

当学会では、2022年度から音声合成研究奨励賞吉田賞を設けております。この賞は、吉田大介 氏（株式会社エーアイ）からの寄付を原資とし、ご寄付の意向を踏まえて設立したものです。

日本音響学会は、音声合成研究奨励賞吉田賞選定規則、同選定手続きに従い、第4回音声合成研究奨励賞吉田賞の候補者を下記のとおり募集します。

日本音響学会音声合成研究奨励賞吉田賞 推薦要項

1. 受賞候補者の資格

- (1) 受賞候補者の資格は、当学会春季、秋季研究発表会において、音声の合成に関わる優れた講演発表を4回以上行った正会員又は学生会員とする。音声の合成に関わる講演発表とは、当学会研究発表会における「音声B」部門における講演発表とする。研究発表会における部門で、音声A、音声Bが合同で実施した場合は、講演申込登録時に希望した部門（選択部門）によることとし、「音声B」部門のスペシャルセッションもこれに含めることとする。
なお、講演発表は、自身が講演発表者として登録し、自身が行った講演発表とし、講演の取消又は代理発表を行った場合は、対象外とする。
- (2) 受賞候補者は、受賞時に33歳以下の本会正会員又は学生会員である者とする。ここでの受賞時とは、受賞年度を指し、当該年度中に34歳に達するものは、受賞の対象とする。

2. 推薦の方法

受賞候補者の推薦は、当学会名誉会員、終身会員、正会員であれば、自薦、他薦のいずれでもよいこととする。

推薦書は、e-mailで提出することとし、後掲の推薦書作成要項に従って作成した推薦書のPDFファイルを、次のe-mailアドレスに添付ファイルで送付する。

e-mailの未着等の事故を避けるため、下記の二つのe-mailアドレスに送付する。

☆提出先 e-mail

一般社団法人日本音響学会 音声合成研究奨励賞吉田賞 選定委員会

e-mail: asj-office@acoustics.jp 及び

asj-apply@acoustics.jp

Tel. 03-5256-1020 Fax: 03-5256-1022

3. 選定並びに決定方法

日本音響学会音声合成研究奨励賞吉田賞選定委員会において受賞候補者の選定を行い、本会役員会で受賞者を決定する。

4. 表彰件数

表彰件数は原則として年2件以内とする。なお、表彰は、当学会秋季研究発表会の際に行う。

5. 推荐手続き

次の推薦書作成要項に従って推薦書類を作成し、日本音響学会事務局に提出する。

日本音響学会音声合成研究奨励賞吉田賞 推荐書作成要項

推薦書の表題は、「音声合成研究奨励賞吉田賞 推荐書」とする。

推薦書は、以下の要項に従って作成する。なお、推薦書は本賞の選定過程においてのみ利用し、目的以外への利用、関係者以外への漏洩がないよう管理する。

作成上の留意点

- ア. 推荐書は、次の推薦書要項の項目番号に従いA4サイズで作成する。

- イ. 推薦書要項の1～3は1枚で作成する。ただし、「3. 講演発表一覧」が長くなった場合は、2枚となっても構わない。
ウ. 推薦書要項の4、5は、1枚で作成する。推薦要項「4. 講演発表原稿の提出」及び「5. 音声合成研究奨励賞吉田賞選定時の評価の参考資料の提出」で提出する講演発表原稿、評価の参考資料は、別添とする。
エ. 推薦理由は、A4用紙1枚程度で記載する。

推薦書要項

1. 推薦者
 - 1.1 自薦、他薦の別
 - 1.2 資格（名誉会員、終身会員、正会員の別）
 - 1.3 氏名
 - 1.4 所属、部課名
 - 1.5 連絡先住所、電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス
2. 候補者（被推薦者）
 - 2.1 候補者氏名、生年月日、会員番号
 - 2.2 所属、部課名
 - 2.3 連絡先住所、電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス
3. 講演発表一覧（候補者が「音声B」部門で行った講演発表）
(候補者自身が発表者に限る。)
候補者が日本音響学会春季・秋季研究発表会の「音声B部門」で行った講演発表を次の様式で一覧表を作成。単に連名者の場合は含まない。
一覧表の様式は、一覧の番号、開催年、春秋の別、講演番号、題目、発表・連名者の順で記述する。
ここで記述する講演発表の一覧表は、当学会研究発表会で候補者が行ったすべての講演発表を記載する必要はないが、「4. 主な講演発表原稿の提出」の講演発表を含むこととする。
4. 音声合成研究奨励賞吉田賞選定の対象とする主な講演発表原稿の提出
音声合成研究奨励賞吉田賞の選定の対象となる講演発表原稿を提出する。
提出する講演発表原稿は上限5編とし、「3. 講演発表一覧」と同じ一覧表の様式で記載し、講演発表原稿のコピーを別添として提出する。
ここで提出する講演発表原稿は、「5. 音声合成研究奨励賞吉田賞選定時の評価の参考資料」がある場合は、これに関連する講演発表原稿を含むものとする。
5. 音声合成研究奨励賞吉田賞選定時の評価の参考資料（学術誌等に掲載の「論文等」）の提出
音声合成研究奨励賞吉田賞の評価の参考資料として、受賞候補者が当学会春季・秋季研究発表会における講演発表に関連した内容が学術誌等に掲載された場合には、掲載された「論文等」を提出する。「音声合成研究奨励賞吉田賞受賞予定者選定手続」附則2. 参照。
ここで提出する「論文等」は1～2編とし、提出する「論文等」を1) 学術誌名、2) 学術誌の出版した学会等、3) 著者全員の氏名、4) 題目、5) 掲載巻号（出版年）を表記する。2編提出する場合は、2編ともに記載する。
なお、ここで提出する参考資料は、学術誌等に掲載されたものとし、査読中又は掲載予定の「論文等」は、含まないこととする。
6. 推薦理由
A4用紙1枚程度で記載。
7. 推薦期限 2025年3月31日（月）必着
8. 問合先・提出先
〒101-0021 東京都千代田区外神田2-18-20 ナカウラ第5ビル2F
一般社団法人日本音響学会 音声合成研究奨励賞吉田賞選定委員会
Tel. 03-5256-1020 Fax: 03-5256-1022
e-mail: asj-office@acoustics.jp 及び
asj-apply@acoustics.jp

音声合成研究奨励賞吉田賞選定規則

令 3. 11. 26 制定

- 第1条 音声合成研究奨励賞吉田賞（以下「音声合成研究奨励賞」という。）は、当学会春季、秋季研究発表会において音声の合成に関わる講演発表を行った若手の正会員又は学生会員に贈呈する。
- 第2条 音声合成研究奨励賞は、音声合成研究奨励賞を受けたことのない者から原則として毎年2名以内に贈呈する。
- 第3条 音声合成研究奨励賞は、賞状及び副賞とし、副賞は受賞者一人について20万円の賞金とする。
- 第4条 音声合成研究奨励賞は、原則として秋季研究発表会の際、贈呈する。
- 第5条 音声合成研究奨励賞に関する経費のうち、賞金は特定資産に音声合成研究奨励賞吉田賞積立金として積み立ててある吉田大介氏（株）エーアイからの寄付金500万円から支弁する。
- 第6条 音声合成研究奨励賞吉田賞積立金から当該年の賞金額の25%を選定、表彰、事務経費等にかかる費用として学会一般会計に受け入れることとする。
- 第7条 音声合成研究奨励賞受賞予定者を選定するため、毎年音声合成研究奨励賞吉田賞選定委員会を設ける。
- 第8条 音声合成研究奨励賞吉田賞選定委員会は、委員長と選定委員をもって構成する。また、必要な場合には、委員長は応募の候補者を評価するため評定委員を指名することができる。
- 第9条 委員長は原則として学術委員会委員長を、選定委員は庶務理事1名、会計理事1名、編集委員会委員長、同論文部会主査及び各研究委員会から推薦された1名の正会員をあてる。
- 第10条 音声合成研究奨励賞吉田賞選定委員会は、原則として独創研究奨励賞板倉記念選定委員会と兼任する。
- 第11条 音声合成研究奨励賞吉田賞選定委員会は、第9条の当学会の職制上の担務の任期とは関係なく、第14条の音声合成研究奨励賞受賞者の決定まで担当する。
- 第12条 音声合成研究奨励賞受賞予定者の選定は、別に定める選定手続により行う。
- 第13条 委員長は、音声合成研究奨励賞受賞予定者の選定が終わったときは、その結果を選定経過と共に会長に報告する。
- 第14条 会長は前条の選定委員会の報告を役員会に諮り、審議の上、音声合成研究奨励賞受賞者を決定する。
- 第15条 音声合成研究奨励賞吉田賞選定委員会は、役員会において音声合成研究奨励賞受賞者が決定されたときをもつて解散する。

附則1. この規則は令和3年11月26日から施行する。

附則2. 第10条について、諸事情により、兼任ができない場合は、新たな選定委員を選定するか、又は欠員のまま選定を行うかは委員長の判断によることとする。

音声合成研究奨励賞吉田賞受賞予定者選定手続

令 3. 11. 26 制定

音声合成研究奨励賞吉田賞は募集による応募・推薦とし、受賞予定者の選定は、この手続に従って行う。

1. 応募・推薦の対象者は、当学会春季、秋季研究発表会において音声合成の研究・開発に関わる講演発表を行った者で、2項の資格を有した、受賞時に33歳以下の本会正会員又は学生会員である者とする。
ここでの受賞時とは、受賞年度を指し、当該年度中に34歳に達するものは、推薦の対象とする。
2. 応募・推薦の対象者は、当学会研究発表会において音声の合成に関わる講演発表を4回以上行った者とする。音声の合成に関わる講演発表とは、当学会研究発表会における「音声B」部門における講演発表とする。
なお、講演発表は、自身が講演発表者として登録し、自身が講演発表を行った講演発表とし、講演の取消又は代理発表を行った場合は、対象としない。
推薦の対象となる講演発表は、応募・推薦の当該年の春季研究発表会までを対象とする。
3. 選定委員長は選定に先立ち、受賞候補者の「推薦要項」を日本音響学会誌に掲載する。
4. 受賞候補者の推薦は自薦、他薦のいずれでもよいものとする。ただし、推薦者は、本会の名誉会員、終身会員又は正会員に限る。
5. 自薦による応募者及び他薦による推薦者は、「推薦要項」に従った推薦書類を選定委員会に提出する。
6. 選定委員会は応募のあった受賞候補者について、受賞資格を審査した後に、別に定める選定基準を基に評定を行い、その結果を基にして合議により音声合成研究奨励賞吉田賞の受賞予定者を選定する。

- 附則 1. この手続の制定は令和3年11月26日から施行する。
- 附則 2. 選定委員長は、「推薦要項」において、受賞候補者の講演発表の評価の参考資料として、受賞候補者が2項の講演発表に関連する「論文等」が学術誌等に掲載された場合には、参考資料として提出を求めることができる。ここでいう学術誌等に掲載された「論文等」とは、日本音響学会誌及びAcoustical Science and Technology誌に発表された論文、技術報告、研究速報、Paper、Technical Report、Acoustical Letterとするが、他学会誌に発表された論文、Paperでもよいこととする。ただし、評価の参考とする場合は、日本音響学会誌及びAcoustical Science and Technology誌を優先的に評価する。